

最高裁秘書第3224号

令和元年6月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

令和元年5月16日付け（同月20日受付、最高裁秘書第2689号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

保釈取消による保釈保証金の没取金につき、最高裁判所及びそれぞれの下級裁判所ごとの内訳並びに全裁判所の合計金額が分かる文書（平成17年度から平成24年度までの分）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。